

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	都市建設部都市計画課
委託業務番号	令和4年度 長都計第21号
委託業務名称	木ノ本駅エレベーター遠隔監視メンテナンス業務
委託業務場所	長浜市木之本町木之本(木ノ本駅)
業務の概要	エレベータ保守点検業務
履行期間	令和4年4月1日 から 令和5年3月31日
契約年月日	令和4年4月1日
契約額(税込)	1,676,400円
契約の相手方	[所在地又は住所] 大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋1-1-43 [商号又は名称] 東芝エレベータ株式会社 関西支社
契約相手方の選定理由	東芝エレベータ(株)は、平成18年度の東芝製エレベータ設置当初からフルメンテナンス契約により遠隔監視メンテナンス業務を行っており、修繕等の市負担が発生しないため、他社に委託する場合と比べて、格段に保守費用の軽減を図ることができる。さらに、設置のエレベーター(昇降機)について熟知していることから、迅速かつ効率的に当該業務を実施することができる。 当該業務は、緊急時や不測の事態に迅速に対応できることが必要不可欠であり、受託以降、故障時の緊急対応やメンテナンスなど、良好に業務を遂行してきていることから、今までの実績を考慮して上記業者と随意契約を締結する。
根拠規定	<p style="text-align: center;"><b>地方自治法施行令第167条の2第1項</b> (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃貸</p> <p>(1) 借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>